

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、特定非営利活動法人 ペット里親会 と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、事務所を埼玉県入間郡大井町大字大井707番地の69に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、動物達の生存権を擁護し、その適正飼育の知識の普及活動をとおり、青少年の健全な情操教育の推進に努め、動物への殺害、虐待、遺棄をなくしていくことによって、人と動物達が穏やかに共存できる地域環境の保全に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 当法人は、第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 動物達への殺害・虐待・遺棄などを防止し、あるいは、抗議し、人と動物達が穏やかに共存できる地域環境の実現を目指す活動。
- (2) 動物の適正飼育等の知識の普及活動。
- (3) 動物達とのふれあいをとおり、青少年の健全な情操教育等の推進に努める活動。
- (4) 動物の糞害問題等の相談受付。
- (5) 前各号の目的を達成するのに必要な活動

第2章 会 員

(種 別)

第6条 当法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下法という）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

2、理事長は前項の申込があったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3、理事長は第1項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会の届出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

理事3名

監事1名

2、理事のうち1名を理事長、2名を理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2、理事長は、理事の互選とする。

3、役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者若しくは三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにならない。

4、法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5、監事は理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、他の理事がその職務を代行する。
- 3、理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
- 4、監事は、次に掲げる職務を行なう。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2、補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3、役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その事務管理を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2、前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2、役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる
- 3、前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会に権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。
第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2、臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2、理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3、総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも6日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2、総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項第2号の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他の総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2号の場合にはその日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数及び議決)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

- 2 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 3 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項第2号の適用については理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人が記名、押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計のみとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の決議を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2、前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2、予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2、決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金や借入金その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、臨時の臨時決議を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散、合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、滋賀県知事から所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に必要となる財力の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消

2、前項第1号の事由によりこの法人が解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3、第1項第2号の事由により解散する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(清算人の選任)

第52条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併及び破産による解散を除く。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

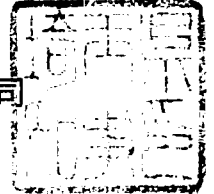
第54条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、日本経済新聞に掲載して行う。

指令NPO第497号
埼玉県入間郡大井町大字大井707番地の69
特定非営利活動法人 浦和ペット里親会

平成16年7月26日付けで申請のあった定款の変更については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項で準用する第12条第1項の規定により、申請のとおり認証します。

平成16年10月4日

埼玉県知事 上田 清司



履歴事項全部証明書

埼玉県入間郡大井町大字大井707番地の69
 特定非営利活動法人ペット里親会
 会社法人等番号 0302-05-000672

名称	<u>特定非営利活動法人浦和ペット里親会</u>	
	特定非営利活動法人ペット里親会	平成16年10月 5日変更 ----- 平成17年 9月15日登記
主たる事務所	埼玉県入間郡大井町大字大井707番地の69	
法人成立の年月日	平成13年12月11日	
目的等	<p>目的 当法人は、動物達の生存権を擁護し、その適正飼育の知識の普及活動をとおり、青少年の健全な情操教育の推進に努め、動物への殺害、虐待、遺棄をなくしていくことによって、人と動物達が穏やかに共存できる地域環境の保全に寄与することを目的とする。</p> <p>当法人は、目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>(1) 環境の保全を図る活動 (2) 社会教育の推進を図る活動 (3) 子どもの健全育成を図る活動</p> <p>当法人は、目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>(1) 動物達への殺害・虐待・遺棄などを防止し、あるいは、抗議し、人と動物達が穏やかに共存できる地域環境の実現を目指す活動。 (2) 動物の適正飼育等の知識の普及活動。 (3) 動物達とのふれあいをとおし、青少年の健全な情操教育等の推進に努める活動。 (4) 動物の糞害問題等の相談受付。 (5) 前各号の目的を達成するのに必要な活動。</p>	
役員に関する事項	埼玉県入間郡大井町大字大井707番地の69 <u>理事</u> <u>上杉美恵子</u>	
	埼玉県入間郡大井町大字大井707番地の69 <u>理事</u> <u>上杉美恵子</u>	平成14年 6月30日重任 ----- 平成15年 7月10日登記
	埼玉県入間郡大井町大字大井707番地の69 <u>理事</u> <u>上杉美恵子</u>	平成16年 6月30日重任 ----- 平成16年 7月27日登記

	埼玉県春日部市備後東七丁目6番24号 理事 渡邊ミヤ子	
	埼玉県春日部市備後東七丁目6番24号 理事 渡邊ミヤ子	平成14年 6月30日重任
		平成15年 7月10日登記
	埼玉県春日部市備後東七丁目6番24号 理事 渡邊ミヤ子	平成16年 6月30日重任
		平成16年 7月27日登記
	埼玉県さいたま市天沼町二丁目985番地4 理事 高橋美和子	
埼玉県さいたま市天沼町二丁目985番地4 理事 高橋美和子	平成14年 6月30日重任	
	平成15年 7月10日登記	
埼玉県さいたま市天沼町二丁目985番地4 理事 高橋美和子	平成16年 6月30日重任	
	平成16年 7月27日登記	
資産の総額	金0円	
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成15年 5月19日移記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成17年 9月22日
 さいたま地方法務局川越支局
 登記官

加茂川

